

特別委員会資料

(七里地内における砂防指定区域及び洪水浸水想定区域について)

令和6年1月9日(火)

七里地区の土地状況に対する市の考えについて

1 これまでの調査について

・新文化会館整備候補地については、施設建設やその後の運営にあたり根本的かつ重大な影響を及ぼす法規制の状況を主として調査し、それぞれのメリット・デメリットについて、情報の共有を図ってきた。

・このため、各候補地について、重大な影響を及ぼす法規制の対象以外の案件については、詳細な調査までは至っていない。

↓

以上のことから、七里地区における「砂防指定区域」、県が指定した「洪水浸水想定区域」について、詳細な調査には至っていなかった。

特に「洪水浸水想定区域」については、12月1日開催の特別委員会後、「特別委員会委員の中で話題となっている」との情報より判明したことから、関連する指定（砂防指定区域）も含め調査を行った。

2 砂防指定区域について ※詳細は、別紙「資料2」のとおり

・志渡淵川は砂防対策として護岸が整備されており、完成形となっている。
・七里地区に整備をする場合は、日光土木事務所等との協議を行ったうえで、雨水などの河川への放流量の調整について対策を行うことで、建設は可能であることを確認。

※なお、1万平米以上の開発行為については、砂防指定区域にあるか否かにかかわらず、すべての事業で雨水対策として調整池を整備する必要があり、七里地区についても造成費用の中に見込んでいる。

3 洪水浸水想定区域について ※詳細は、別紙「資料3」のとおり

・志渡淵川の洪水浸水想定区域は、24時間総雨量：784.8mmを想定し、栃木県が作成していることから、発生する可能性が極めて低いこと。

参考：平成27年関東・東北豪雨 24時間総雨量

五十里 551mm 今市 541mm 土呂部 444mm

・想定量最大規模が3m～5m未満となっている区域は、志渡淵川の河川沿いと合致していること、志渡淵川の河床からは、護岸ブロック積を含め市有地まで約3mの高さを有していることから、溢水の可能性が低いこと。

・七里地内市有地については、土地の起伏が著しいことから、現状からさらに盛土を行い、隣接する市道七里～野口線とレベルを合わせる予定であること。

・七里地区における洪水浸水想定区域の指定による建築上の制限はないもの、万が一の溢水に対しては、浸水対策を行う予定であること。

↓

以上のことから、洪水浸水想定区域指定をもって、七里地区を候補地から除外するには至らないものと考えており、七里地区を整備地とした場合は、浸水対策に万全を期していきたい。

※ 日光市においては、栃木県の洪水浸水想定区域指定を受け、令和5年度末に市のハザードマップに反映させ、市民への周知を進める予定。

(まとめ)

・七里地区に限らず、今市文化会館敷地内にも二宮掘が流れており、平成27年関東・東北豪雨の際は二宮掘が溢水した。
・関東・東北豪雨など極端な降水においては、いずれの候補地においてもリスクがある。
・整備地選定にあたっては、これら極端な事案にも配慮しつつ、現実的な利用促進やまちづくりの視点などを優先し、将来性を見極めて進めていきたい。

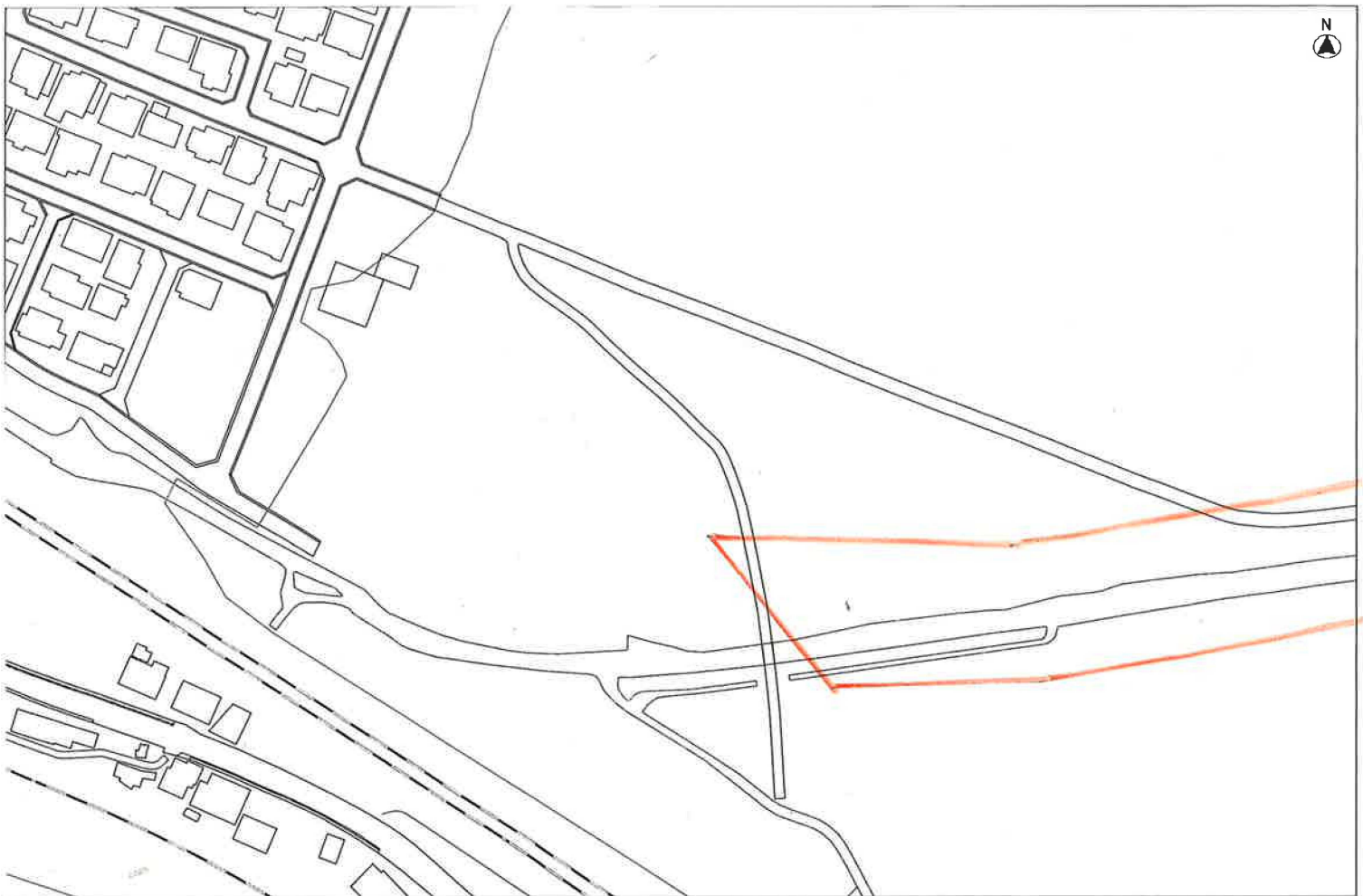
七里地区における砂防指定区域について

砂防指定区域とは、砂防法に基づき治水上砂防のための砂防設備を要する土地または一定の行為を禁止し若しくは制限すべき土地として、国土交通省が指定した一定の土地の区域である。

砂防指定地として指定された土地は、治水上砂防のために支障のある行為を防止する観点から竹木の伐採や土石・砂れきの採取等、一定の行為に制限がなされる。

当該区域においては、志渡淵川の護岸が整備されており、完成形となっている。七里地区に新文化会館を整備する場合は、日光土木事務所等との協議を行ったうえで、雨水などの河川への放流量の調整について対策を行うことで、建設は可能であることを確認。

(注) 下図は日光土木事務所から提供された砂防指定区域図（公図管理）の一部と現況略図を重ね合わせたものです。



七里地区における洪水浸水想定区域について

(1) 洪水浸水想定区域の公表について

栃木県では、近年の水害を踏まえ、水害から逃げ遅れによる人的被害を解消する取り組みの一環として、2023年5月に一級河川志渡淵川においても洪水浸水想定区域図が公表された。

水防法に基づき栃木県が作成した志渡淵川の洪水浸水想定区域は、以下の想定の基に作成された。

想定最大規模降雨 24時間総雨量：784.8mm

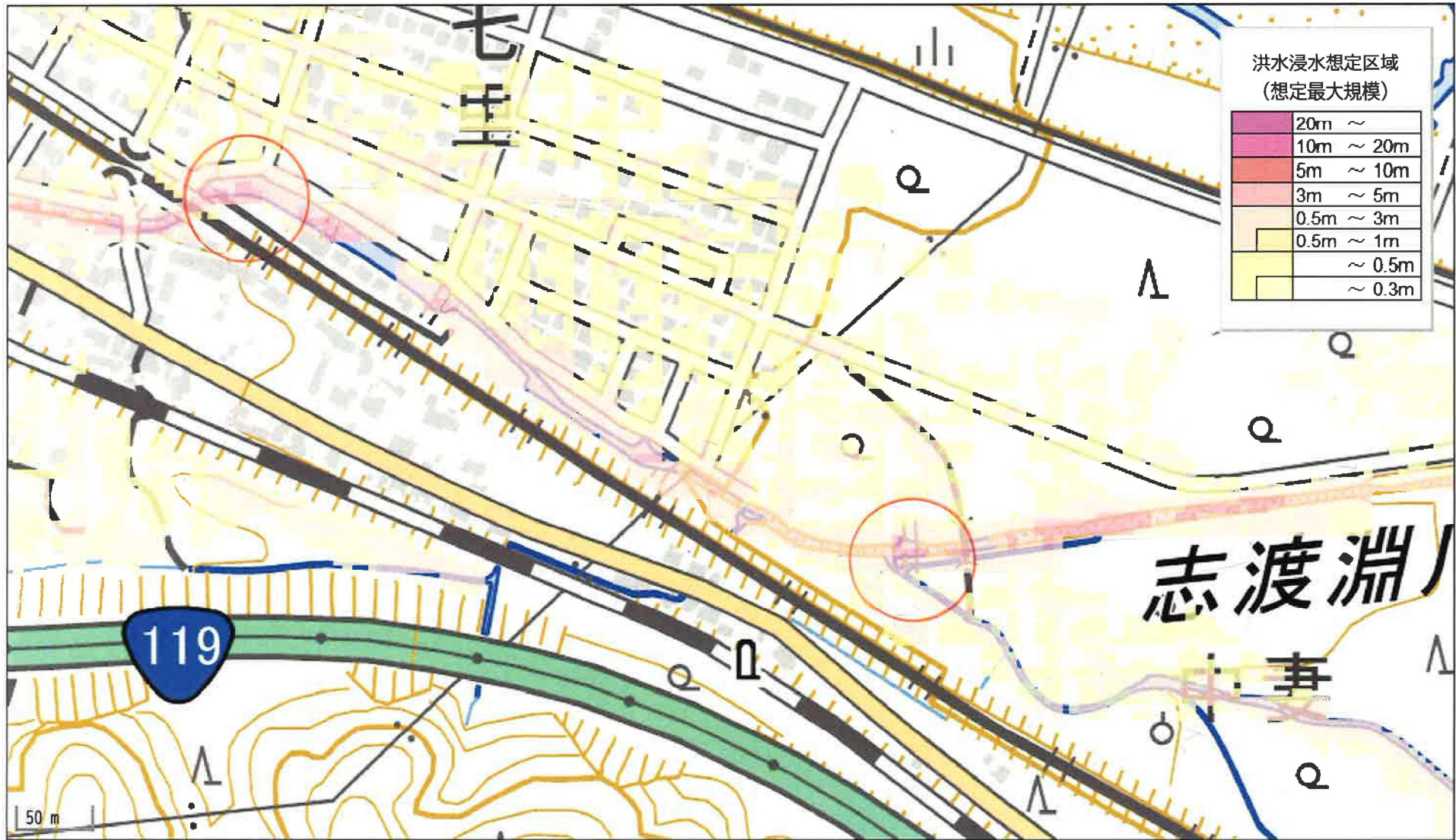
(2) 浸水想定区域等による土地利用上の規制や建築の制限について

洪水浸水想定区域は、洪水時の円滑かつ迅速な非難を確保すること等を目的に、想定し得る最大規模の降雨による浸水区域や浸水深のほか、家屋に留まることの要否の判断等に資するよう、浸水継続時間を提供するものであり、新たな規制や制限を伴うものではない。

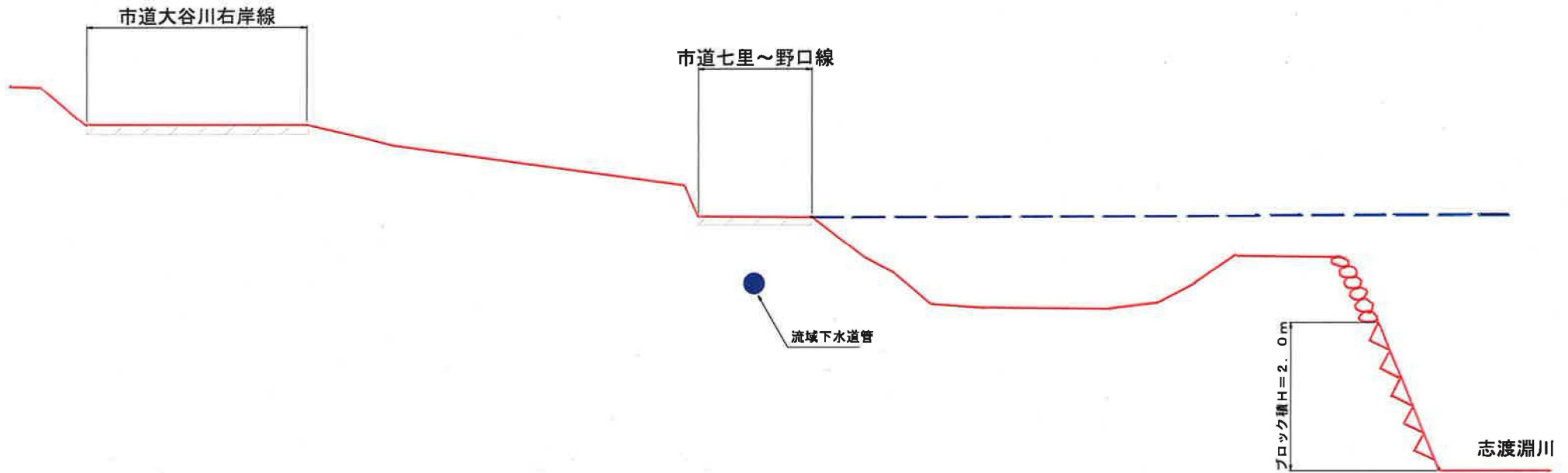
(3) 浸水対策の検討

浸水が想定される区域において、建築主や所有者・管理者は、浸水リスクの調査並びに設定浸水規模及び目標水準の設定を行ったうえで、以下のような対策を行い、施設の機能継続の確保を図るものとする。

- ① 機能継続の目標水準の設定（建物内における浸水を防止する部分の選定等）を行う。
- ② 電気設備を浸水リスクの低い場所へ設置する。
- ③ 建物内への浸水を防止する対策（止水板・防水扉・土嚢等の設置）を行う。



七里地内市有地断面図 (イメージ)



一級河川志渡淵川 ①



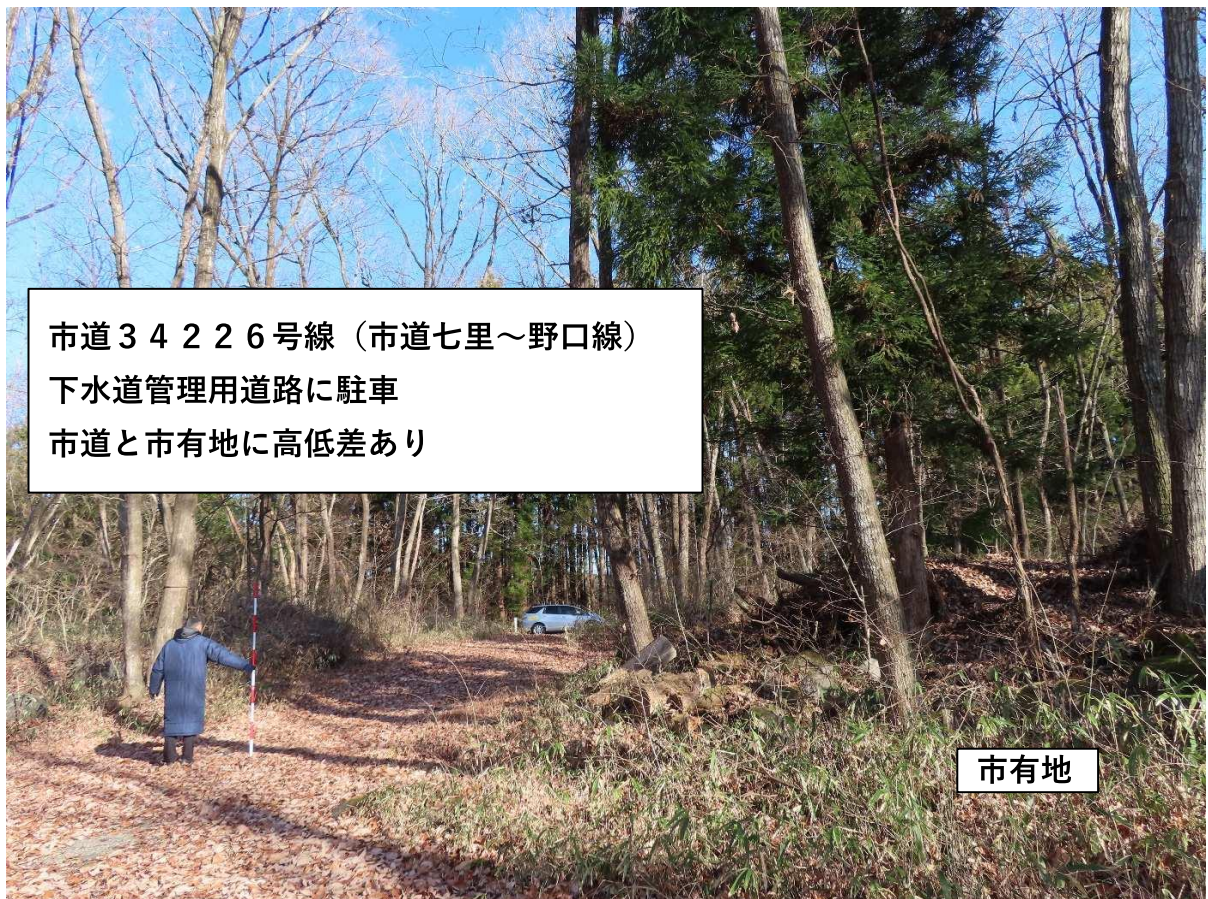
一級河川志渡淵川 ②



一級河川志渡淵川 ③



七里地内市有地内④



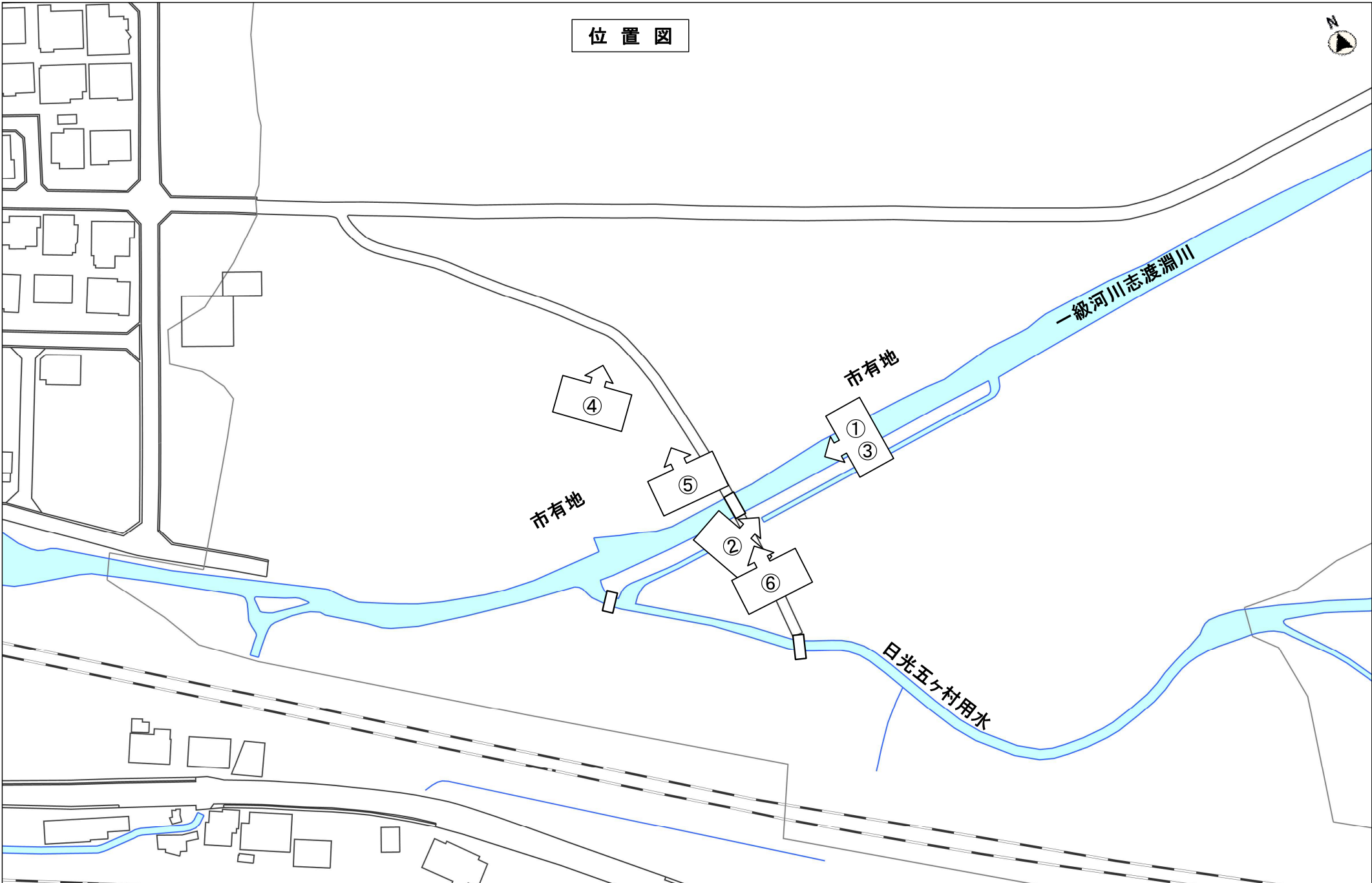
七里地内市有地内⑤



七里地内市有地内⑥



位置図



縮尺 1 : 1000

